

令和5年度覚醒プロジェクト よくあるご質問

2023/10/4版

覚醒プロジェクトへの応募対象・応募内容について

Q1: 高校生・大学生でも応募できますか？

A1: いいえ、応募はできません。高等専門学校専攻生または大学院生、ポスドクなどの大学や研究機関に所属する研究者、または企業等に所属している、35歳未満(2023年4月1日時点)の方が対象となります。

Q2: グループで応募する場合、グループ全員が、提案者の要件を全て満たさなければならないですか？

A2: はい。グループ全員が、応募要領にある提案者の要件を全て満たしていただく必要があります。各人の所属する組織が異なっても、所属組織から承諾書が得られれば問題ありません。なお、雇用契約を締結するのは代表者のみとなります。

Q3: 会社として応募することはできますか？

A3: 会社などの法人としての応募は受け付けていません。個人または個人からなるグループでの応募となります。

Q4: 複数のテーマについて応募できますか？

A4: はい。異なるテーマで、最大3テーマまで提案ができます。ただし、採択されるのは1つのテーマのみとなります。

Q5: 海外在住の日本人ですが、海外在住でも応募はできますか？

A5: いいえ。日本国籍を有することに加えて、研究開発期間を通して、日本国内に居住していることが応募の条件です。

Q6: 提案するテーマと同じ内容で他の機関へ応募しており、現在結果待ちですが、応募することは可能でしょうか？

A6: 応募自体は可能ですが、他の機関にも応募している場合は、その旨を応募書類ダウンロード内の「application_form_format」(11)の懸念事項に申告ください。他の機関に同じテーマが採択・採用された場合、および他の期間に採択・採用されたテーマと応募いただいたものが重複していると判断した場合は、本事業では採択しません。なお、提案内容との重複については、PM、産総研ほか有識者で構成される審査委員会等が判断します。

Q7: 研究開発期間中に、特別研究員などに採用されて研究奨励金を受ける、あるいは就職の予定があっても、応募できますか？

A7: 本事業に従事することで、すでに採用されている、あるいは今後採用される身分や業務に支障が出る可能性があるため、注意が必要です。応募にあたっては、奨励金の支払い元や就職予定先に事前に確認ください(研究開発期間中に就職の予定がある方は、プロフィールシートに必ず入力してください)。

Q8: 独創的な研究開発テーマを提案できると思うのですが、それを具現化するためのソフトウェア開発能力はありません。このような人でも、応募はできますか？

A8: はい、応募は可能です。ただし、基本的には自分でプログラミングすることを求めますので、ある程度の「ソフトウェアやプログラム開発能力」は必須です。最終的には、提案書の内容と提案者の開発能力を加味して、PMが判断します。

Q9: 提案者の要件のうち、「本人が所属する機関の指導教官や上長から、本事業に応募する旨の承諾を得て、承諾書を提出すること」とありますが、所属組織から事前の承諾がなければ、応募できないのですか？

A9: 採択後に所属組織とのトラブルを防ぐためにも、事前に承諾書を提出してください。

Q10: 応募時に送付した書類は返却されるのでしょうか？

A10: 応募時にお送りいただいた書類は、一切返却いたしません。なお、知的財産を守る観点から、応募書類は、プロジェクト期間中は運営組織が責任を持って厳重に管理するとともに、プロジェクト終了後は運営組織が責任を持って破棄します。

Q11:就職等の事情により、研究開発期間を変更することは可能ですか？

A11: はい。研究開発期間を短縮することは可能ですが、研究成果報告書の提出、成果報告会には参加する必要があります。なお、研究開発期間は、2024年7月31日以降に延長することはできません。

Q12:グループ応募の場合、代表者以外の研究実施者が、留学等の予定により、研究開発期間を通して、日本国内に在住できない可能性があります。応募することは可能ですか？

A12: はい、応募は可能です。ただし、グループ全員が研究開発期間を通して、日本国内に在住していることが要件ですので、代表者以外の研究実施者が留学する際には、当該実施者はグループから脱退する必要があります。あるいは、当該研究実施者が留学するまでを研究開発期間とする必要があります。

Q13:修士・博士論文のテーマを覚醒プロジェクトに応募することは可能ですか？

A13: 覚醒プロジェクトのテーマは応募者の独創的な研究開発であるため、指導教官の提示したテーマと区別できるのであれば応募可能です。また、指導教官の承諾も必要であるため、承諾書や応募書類の懸念事項に修士・博士論文であることも必ず記載してください。

応募手続きや応募書類について

Q14:応募書類は、日本語以外の言語で記載しても応募できますか？

A14: いいえ、できません。応募書類は、日本語でご用意ください。

Q15:応募書類はメールでの送付や、郵送、持ち込みでの応募はできますか？

A15: いいえ。所定の応募方法以外では受け付けておりませんので、ご了承ください。

Q16:申請時にファイルを送付し忘れた場合、申請後に内容を差し替えたい場合は、どうすれば良いでしょうか？

A16: 応募期間中であれば、再度新たにご応募ください。応募締切後は、一切変更はできません。

Q17:応募するにあたって、伴走してほしいPMを選ぶことができますか？

A17: PMを選ぶことはできません。

審査について

Q18:採択・不採択通知は、いつ頃の予定でしょうか？

A18: 応募締切から1カ月後を目処に、応募者全員にメールで通知する予定です。それ以前の結果に関するお問い合わせ、発表後の不採択の理由や選考過程については、一切お答えできませんので、ご了承ください。

Q19:審査はどなたが行うのでしょうか？

A19: PMほか有識者で構成される審査委員会等での審議を経て、採択テーマを決定します。なお、PMと同一の研究組織や企業に所属している方からの応募に際しては、当該PMは審査を行いません。尚、PMと同一の研究組織とは同一研究室を指します。

支援について

Q20:支援される300万円は一括でもらえますか？ また税込でしょうか？

A20: 契約期間中、作業費は分割して支払われ、支払いに際しては、所得税・復興税等が控除された額をお支払いします。研究経費については内容によって異なりますので、採択後、個別に決定させていただきます。

Q21:事業費に使用用途の制限はありますか？

A21: 事業費は、作業費と研究経費の合計と定義しており、それぞれの用途は下記の通りです。作業費は、作業時間と時給の積算であり、用途を限定するものではありません(生活費への使用も可能です)。一方の研究経費は、本研究開発に係る経費(ソフトウェア購入費やデータ収集のための経費など)で、研究用途に限定されます。

なお、作業費と研究経費の割合は、提案者毎に自由に設定できるようにしていますので、本研究開発に必要な時間を考慮しながら、作業費と研究経費の按分を設定してください。

※事業費には、税金も含まれます。最終的な作業費と研究経費の按分は、提案が採択された後、角川アスキー総合研究所との雇用契約時に決定します。

Q22: 研究経費はどのようなものに使えますか？

A22: 本プロジェクトの実施に必要な旅費(出張に係る経費)、備品費(税込10万円以上かつ耐用年数が1年以上の物品)、消耗品費(備品費に属さないもの。備品に依存しない独自の機能を有するソフトウェアも含む)等にお使いいただけます。お考えの経費が研究経費に含まれるかわからない場合は事務局にご相談ください。

Q23: 事業費を全て研究経費に回すことはできるでしょうか？

A23: できません。雇用契約の必要があるため、作業費は必ず設定してください。

Q24: 事業費を一度にまとめて受け取ることはできるでしょうか？

A24: 月毎の支払いを原則としますが、相談に応じることは可能です。事務局まで個別に相談ください。

Q25: グループ応募の場合、代表者以外の研究実施者に事業費は支払われますか？

A25: 事業費は、角川アスキー総合研究所と雇用契約を締結する代表者だけに支払われます。

Q26: グループ応募の場合、代表者から代表者以外の研究実施者に作業費を支払うことはできますか？

A26: いいえ、できません。

Q27: グループ応募の場合、代表者が代表者以外の研究実施者の使用を目的とした研究経費を支払うことはできますか？

A27: はい、できます。代表者以外の研究実施者の研究経費については、支出前に事務局へご連絡ください。

その他

Q28: 特許の費用や弁理士の費用などは、実施機関から支払ってもらえるでしょうか？

A28: 応募者本人の支払いになります。

Q29: ABCI等、産総研の共用施設の利用に制限はないのでしょうか？

A29: 応募書類ダウンロード内の「application_form_format」(4)研究のスケジュール記載箇所に希望する機器、スペックや時間数を記載していただきますが、マシンタイムや予算にも限度があるため、必ず希望が叶うわけではありません。採択が決まれば、PM等と研究計画を協議して、適切な利用を決定します。